

平成20年 7月10日

ヘルパーステーションだいとう ケアレポート No15

ヘルパーステーションだいとうのケアレポートNo15をお届けします。

今回は最近様々に取りざたされている生活援助（いわゆる家事援助）についてまとめてみました。

<はじめに>

介護保険では、独居または、同居している家族が障害、疾病等の理由により家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助を実施することができます。言い換えれば、元氣な家族と同居している場合は、それ相応の理由がなければ家事援助は実施できません。

例えば「家族が、家事を放棄し、家事援助を行わなければ利用者の日常生活に支障をきたすため」などです。国は「同居の家族の有無のみを判断基準として機械的に判断しないように」と都道府県に通知しましたが、その判断基準が曖昧で運用には自治体によって大きな違いがあるようです。報道等によれば「同じマンションであれば階が違っていても同居と見なす」「小学生でも場合によれば同居家族と見なす」「昼間独居は生活援助の利用の理由にならない」といった事例がみられ、「昼間独居で昼食の準備ができなければ配食サービスを利用する」「昼間独居であっても家族の休日に掃除や買い物は可能である」との指導がなされている地域もあるようです。

利用者数（要支援を除く）

	全体	身体生活（生活含む）	生活単独（%）
介護1	49	42（85.7）	36（73.5）
介護2	26	25（96.2）	17（65.4）
介護3	26	17（65.4）	9（34.6）
介護4	23	11（47.8）	5（21.7）
介護5	18	8（44.4）	0（0）

上図はヘルパーステーションだいとうの利用者のうち生活援助（家事援助）を利用されている方の、生活援助単独と+身体生活を利用されている方の介護度別（要支援は除く）の利用者数です。

軽度の方は身体介護のニーズが少なく、また独居の割合も高いため生活援助の割合が大きいのは当然ですが、重度者の方の家事は家族が行う割合が増えてきているようです。全体的に見れば、重度の方に比べて、軽度の方のヘルパーによる家事援助の依存度が高いことが伺えます。

利用者の方の日常生活に支障を来すために、生活援助を利用する理由は

1. 独居
2. 家族が障害・疾病を有している
3. 家族すべてが要介護者
4. その他

ですが、その他の理由としては

1. 家族の介護疲れの軽減
 - ① 寝たきりの利用者が二人いる
 - ② 利用者が末期がん等のターミナルな状態
 - ③ 利用者が認知症で常時の見守りが必要
2. 昼間独居で家族が仕事に加えて介護は時間的、身体的、精神的に負担が大きい
3. 家族も高齢で一人では十分な家事ができない
4. 家族と利用者の折り合いが悪く、生活援助に対して協力が得られず、非協力、放棄をしている。
5. 利用者が家族の支援を拒否している

などの事例が見受けられます。

<結論>

1. 全体的には絶対量が少ないものの、軽度者の生活援助への依存度は高い。
2. ただし、ヘルパーの介入により、自立心を醸成する例も見られる。
3. ヘルパーの介入により、家族の介護負担を軽減する効果がある
4. 一方で、家族の関与を薄めてしまい家族関係が希薄になり、全体的な生活力を落とすおそれがある。

<まとめ>

高齢障害の初期での訪問介護の介入はおのずと生活援助が中心ですが、介入の影響によっては利用者が依存的になったり、あるいは自立的になることが予想されます。したがって、ケアプラン、居宅サービス計画（個別援助計画）の作成にはこの点に十分配慮し、利用者・家族、さらには担当ヘルパーの理解を得ることが重要です。

生活援助の実施の適否については、一律的な基準の適用に依らず、個々の背景や、能力の勘案などの十分なアセスメントに基づき、経済的な面のみならず福祉的な視点についても十分耐えられる決定がなされるべきです。